

隋書經籍志序譯註(六)

興膳宏
京都大學

川合康三
東北大學

子部

儒家

儒者、所以助人君明教化者也。⁽¹⁾ 聖人之教、非家至而戶說、⁽²⁾
故有儒者宣而明之。⁽³⁾ 其大抵本於仁義及五常之道、黃帝・堯・
舜・禹・湯・文武、咸由此則。⁽⁴⁾ 周官、太宰「以九兩繫邦國之
人、其四曰儒」、是也。⁽⁵⁾ 其後陵夷衰亂、儒道廢闕。仲尼祖
述前代、修正六經、三千之徒、並受其義。⁽⁶⁾ 至于戰國、孟軻・
子思・荀卿之流、宗而師之、各有著述、發明其指。所謂「中
庸之教、百王不易」者也。⁽⁷⁾
⁽⁸⁾ 俗儒爲之、不顧其本、苟欲譁衆、多設問難、便辭巧說、⁽⁹⁾
⁽¹⁰⁾

亂其大體、致令學者難曉、故曰、「博而寡要」。

儒というのは、君主の支えとなって教化を明らかにする
てだてである。聖人の教えは、一軒一軒にでむいて説明す
るものではないから、儒者が廣く天下に向かって説きあか
すのである。そのおよその趣旨は仁義と五常の道を根本と
するもので、黃帝、堯、舜、禹、湯王、文王、武王は、い
ずれもこの規範に準據した。『周禮』では、太宰が「九兩
を以て邦國の民を繫ぎ、その四を儒と曰う」とあるのが、
これである。そののちはしだいに衰えて混亂に陥り、儒家
の道はすたれてしまった。仲尼は先の世の聖人を祖述し、
六經を修訂して、三千人の門弟が、みなその教義を授かっ
た。戰國時代になると、孟軻、子思、荀卿らの流派が、孔
子を祖師として仰ぎとうとび、それぞれに書物を著わして、
教えの趣旨を明らかにした。いわゆる「中庸の教えは、百
王も易らず」というものである。

しかし俗儒の手にかかると、根本をなおざりにして、安
易に衆人に迎合しようとし、むやみに論難をしつらえて

は、口先ばかりの達者さで、大要を混乱させ、學習者の理解をさまたげるので、「博くして要^{すな}寡し」といわれるのである。

『七略』及び漢志の諸子略は、儒・道・陰陽・法・名・墨・從・橫・雜・農・小説の十家に分類されている。晉・荀勗によつてはじめて四部分類の目録『中經』が編まれるに至つて、乙部が諸子の書に充てられ、古諸子家・近世子家・兵書・兵家・術數から構成された。兵書・兵家は『七略』の兵書略に、術數は同じく術數略にはほ相當しよう。東晉・李充の目録では、史書との順序がいかかつて、諸子は丙部になった。齊・王儉の『七志』は、再び七部分類に返り、第二に諸子志が設けられて、「今古の諸子を紀す」とともに、第四に軍書志、第五に陰陽志、第六に術藝志が置かれて『中經』以後の諸子の概念に變易が生じた。續く梁・阮孝緒の『七錄』もやはり七部分類をとりつつ、兵書が減少して獨立した部を立てる必要もなくなつたという理由で、諸子に兵家を附して子兵錄を設け、別に術伎錄を置いて、天文・緯讖等の書を收めている。子兵錄は十一部から成り、最後の兵部を除く十部は、名稱・順序ともすべて漢志(『七略』)に倣う。以上總序(四)參照。

隋志の子部十四類のうち、最初の十類までは名稱・序列とも『七錄』に準ずるが、ただ『七略』以來諸子の一翼に加え

隋書經籍志序譯註(六)(興膳・川合)

られてきた陰陽家が脱落していることが目を引く。第十一天文以下、曆數・五行・醫方の四部は、『七錄』術伎錄の天文曆等・五行・卜筮・雜占・醫經・經方・雜藝等の部を再編成したものと思われる。『唐六典』卷十ではすべて隋書に準據し、『日本國見在書目録』の第二十四儒家から第三十七醫方家に至る子部書の分類も、隋志と同じである。新舊唐志では、第十に天文類が配されて、以下曆算類十一、兵書類十二、五行類十三、雜藝術類十四、類事類(新は類書類)十五、經脈類(新は明堂經脈類)十六、醫術類十七の順序で、隋志との間になりの異同が見られる。

右のように諸子の分類に關しては、『七略』以後かなりの變遷が見られるが、儒家から小説家に至るまでの九家について、隋志の各部に著錄される書物の數は、漢志に比べてもさほど増えてはいない。これは史書が漢志以後飛躍的に増加を續けて、ついに獨立の部を成すに至つたのと對照的である。但し、兵家から醫方に至る雑多な書はきわめて多數に上り、ここに隋志の特色があるともいえよう。序の記述は、史部までのそれに比較してかなり簡略になつてゐる。

「儒家」は、『唐六典』卷十に、「以紀仁義教化」とある。

(1) 儒者二句・漢志に、「儒家者流、蓋出於司徒之官、助人君順陰陽明教化者也」とある。

(2) 聖人之教二句 『孝經』聖治章に、「聖人之教、不肅而成」同廣至德章に、「子曰、君子之教以孝也、非家至而日見之也」

とあり、『文選』卷三十八庾亮「讓中書令表」及び卷六十任昉「齊竟陵文宣王行狀」の李注に引かれる鄭玄の『孝經』注には、「非門到戶至而日見也」とある。『離騷』に、「衆不可戶說兮、孰云察余之中情」。

(3) 宣而明之 『荀子』正論篇に、「上宣明則下治辨矣。」「左傳」僖公二十七年「未宜其用」の杜注に、「宣、明也」。

(4) 其大抵本於仁義及五常之道三句 漢志に、「游文於六經之中、留意於仁義之際、祖述堯舜、憲章文武、宗師仲尼、以重其言、於道最爲高」。同六藝略序には、「六藝之文、樂以和神、仁之表也。詩以正言、義之用也。禮以明體、明者著見、故無訓也。書以廣聽、知之術也。春秋以斷事、信之符也。五者、蓋五常之道、相須而備、而易爲之原」とある。併せて『白虎通』五經に、「經所以有五何。經、常也。有五常之道、故曰五經。樂仁、書義、禮禮、易智、詩信也。人情有五性、懷五常、不能自成。是以聖人象天五常之道而明之、以教人成其德也」とあるのを参照。

(5) 周官四句 『周禮』天官大宰に、「以九兩繫邦國之民。一曰牧、以地得民。二曰長、以貴得民。三曰師、以賢得民。四曰儒、以道得民云云。九兩は以下、宗・主・吏・友・數と續く。注に「兩猶耦也。所以協耦萬民。繫、聯綴也」とある。

(6) 其後陵夷衰亂四句 『史記』高祖功臣侯者年表序に、「始未嘗不欲固其根本、而枝葉稍陵夷衰微也」とある。「衰亂」の例としては、曹大家「東征賦」(『文選』卷九)に、「彼衰亂

之無道兮、乃困畏乎聖人」と見える。『禮記』中庸に、「仲尼祖述堯舜、憲章文武」。また『史記』太史公自序に、「周室既衰、諸侯恣行。仲尼悼禮廢樂崩、追脩經術、以達王道、匡亂世、反之於正、見其文辭、爲天下制儀法、垂六藝之統紀於後世」。孔子の六經編纂に關しては總序(參照のこと)。

(7) 三千之徒二句 『史記』孔子世家に、「孔子以詩書禮樂教弟子蓋三千焉」。孔安國「尚書序」に、「孔子の『尚書』刪定を述べて、「帝王之制、坦然明白、可舉而行。三千之徒、並受其義」とある。

(8) 孟軻子思荀卿之流 本來なら子思、孟軻の順であるべきところ。『史記』孟子荀卿列傳に、「孟軻、騁人也。受業子思之門人」。子思については、『史記』孔子世家に、「孔子生鯉、字伯魚。……伯魚生伋、字子思、年六十二。嘗困於宋。子思作中庸」。

(9) 宗而師之 漢志に「宗師仲尼」の句が見える。注(4)参照。

(10) 中庸之教 『論語』雍也篇に、「子曰、中庸之爲德也、其至矣乎。民鮮久矣」。また『禮記』中庸にも、「子曰、中庸其至矣乎。民鮮能久矣」、同注に「言中庸爲道至美」とある。

(11) 百王不易 『史記』律書に、「其於兵械尤所重、故云望敵知吉凶、聞聲效勝負、百王不易之道也」。『隋書』儒林傳序には、儒の義を説いて、「儒之爲教大矣、其利物博矣。篤父子、正君臣、尚忠節、重仁義、貴廉讓、賤貨鄙、開政化之本源、鑿生民之耳目、百王損益、一以貫之」という。

(12) 俗儒爲之三句 漢志では小説家を除く諸子九家について、前半ではその思想的特色を、後半ではその弊を述べる構成をとっているが、隋志でも基本的にこの體裁に倣っている。なお、漢志に先立つ司馬談「論六家之要指」(『史記』太史公自序)でも、各家の長所と短所を分析した記述が見られる。この一段は、漢志の「然惑者既失精微、而辟者又隨時抑揚、遠離道本、苟以譁衆取寵。後進循之、是以五經乖析、儒學滯衰、此辟儒之患」に相當する。顏師古注に、「譁、誼也」とある。『荀子』儒效篇は、儒者を四段階に區別して、「有俗人者、有俗儒者、有雅儒者、有大儒者」といい、『韓詩外傳』

卷五にも同様の記述が見える。

(13) 多設問難 おそらく經部後序の「豫造雜難、擬爲辭對、遂有芟角・反對、互從等諸齟齬之說」に指摘されるような事實についていうのであろう。

(14) 便辭巧說二句 漢志六藝略序に、「後世經傳既已乖離、博學者又不多思多聞闕疑之義、而務碎義逃難、便辭巧說、破壞形體。顏師古注に、「苟爲僻碎之義、以避它人之攻難者、故爲便辭巧說、以析破文字之形體也」という。

(15) 博而寡要 司馬談「論六家之要指」(『史記』太史公自序)に、「儒者博而寡要、勞而少功、是以其事難盡從」、さらに「夫儒者以六藝爲法。六藝經傳以千萬數、累世不能通其學、當年不能究其禮、故曰、博而寡要、勞而少功」とある。

道 家

道者、蓋爲萬物之與、聖人之至蹟也。易曰、「一陰一陽之謂道」。又曰、「仁者見之謂之仁、智者見之謂之智、百姓日用而不知」。夫陰陽者、天地之謂也。天地變化、萬物蠢生、則有經營之迹。至於道者、精微淳粹、而莫知其體、處陰與陰爲一、在陽與陽不二。仁者資道以成仁、道非仁之謂也。智者資道以爲智、道非智之謂也。百姓資道而日用、而不知其用也。聖人體道成性、清虛自守、爲而不恃、長而不宰、故能不勞聰明而人自化、不假修營而功自成。

其玄德深遠、言象不測。先王懼人之惑、置于方外、六經之義、是所罕言。周官九兩、「其三曰師」、蓋近之矣。然自黃帝以下、聖哲之士、所言道者、傳之其人、世無師說。漢時、曹參始薦蓋公能言黃老、文帝宗之。自是相傳、道學衆矣。

下士爲之、不推其本、苟以異俗爲高、狂狷爲尙、迂誕詭怪而失其眞。

道というのは、萬物の深奥であり、聖人の幽遠の極地である。『易』に「一陰一陽、之を道と謂う」という。また「仁者之を見て之を仁と謂い、智者之を見て之を智と謂い、百姓は日に用いて知らず」という。そもそも陰陽とは、天地のことなのだ。天地が變化のはたらきをおこし、萬物が發生活動をはじめると、そこには營爲の形跡が認められる。道の方となると、微妙にして純粹で、その實體を知る者はなく、陰の中には陰と同一となり、陽の中にはれば陽と一體となる。仁者は道の力をかりて仁を完成するが、しかし道は仁のことではない。智者は道の力をかりて智を成就するが、しかし道は智のことではない。人々は道の力をかりて毎日それを使っているが、その作用については氣づいていない。聖人は道を體得して本性を成就し、清淨な精神生活を保持し、行爲はしてもそれにもたれることはなく、人の上に立つても支配者となることはなく、それゆえ聰明さを働かせるまでもなく人民はおのずと教化される、あくせくつとめなくても功業はおのずと完成されるのである。

しかし道の玄德は奥深く、言語による形象を以てはかりしることができない。そこで先王は人心が惑亂することを案じて、それを現實世界の外に置き、六經の中でも、それについては殆んど觸れることがない。『周禮』の九兩の中で、「其の三を師と曰う」のが、それに近かろう。しかし黃帝以下、聖哲の士が道について説いたことは、特定の然るべき人にだけ傳授したので、世間に學説というものはいくつも廣まらなかつた。漢の世に、曹參が始めて黃・老の道を説く者として蓋公を推薦し、文帝は彼を仰ぎとうとんだ。それ以後相承されて、道家の學は廣まっていたのである。つまり、まらぬ人間がこれを學ぶと、根本を探究せず、みだりに世間にたてつくことをりっぱと考へ、奇矯であるのを高尚だと思ひこんで、うろんくさいだけで眞實をみうしなつてしまふ。

- 道家は、『唐六典』卷十に、「以紀清淨無爲」とある。
- (1) 道者二句 『老子』第六十二章に、「道者、萬物之奧、善人之寶、不善人之所保」。河上公注に、「奧、藏也。道爲萬物之藏、無所不容也」という。

(2) 聖人之至蹟 『易』繫辭上傳に、「聖人有以見天下之蹟、而擬諸形容、象其物宜、是故謂之象。……言天下之至蹟、而不可惡也」。孔穎達正義に、「聖人有以見天下之蹟者、蹟謂幽深難見、聖人有其神妙、以能見天下深蹟之至理也」とあるのを参照。

(3) 一陰一陽之謂道 『易』繫辭上傳に、「一陰一陽之謂道、繼之者善也、成之者性也」。

(4) 仁者見之謂之仁三句 上の句に續けて繫辭傳に、「仁者見之謂之仁、知者見之謂之知」とあり、注に「仁者資道以見其仁、知者資道以見其知、各盡其分」という。以下、『易』の語句を多用しつつ、道家の「道」が『易』の説く陰陽の理を越えた存在であることが述べられる。

(5) 天地變化二句 繫辭上傳に、「是故天生神物、聖人則之。天地變化、聖人效之」。同下傳の「天地網緝、萬物化醇、男女樁精、萬物化生」も本文の意に近からう。「萬物蠱生」は、左思「吳都賦」(『文選』卷五)に、「魚鳥犛虬、萬物蠱生」とあり、李注は杜篤「論都賦」の「蠱生萬類」を引く。

(6) 則有經營之迹 繫辭上傳「鼓萬物而不與聖人同憂」の注に、「聖人雖體道以爲用、未能全無以爲體、故順通天下、則有經營之跡也」とある。

(7) 精微淳粹 『禮記』禮器に、「德産之致也精微」。また經解に、「繫辭精微、易教也」。張衡「思玄賦」(『後漢書』張衡傳。「文選」卷十五)に、「何道眞之淳粹兮、去穢累而飄輕」。

隋書經籍志序評註(興膳・川合)

注に「不澆曰淳、不雜曰粹」とある。「純粹」を用いた例として、『莊子』刻意篇に、「其神純粹、其魂不罷」、また「純粹而不雜、靜一而不變」などと見える。

(8) 處陰與陰爲一 二句 『莊子』刻意篇の「聖人之生也天行、其死也物化、靜而與陰同德、動而與陽同波」がその意に近からう。郭象注に、「動靜無心而付之陰陽也」とある。「爲一」は、『老子』第十四章に、「視之不見、名曰夷。聽之不聞、名曰希。搏之不得、名曰微。此三者不可致詰、故混而爲一」、『莊子』齊物論篇に、「故爲是擧莖與極、厲與西施、恢恠憭怪、道通爲一」等の例がある。「不二」は、『莊子』駢拇篇に、「故天下誘然皆生而不知其所以生、同焉皆得而不知其所以得。故古今不二、不可虧也」、郭注に、「同物、故與物無二、而常全」とある。

(9) 仁者資道以成仁四句 「仁者資道以成仁」「智者資道以爲智」の二句は、繫辭傳「仁者見之謂之仁、知者見之謂之知」に付された韓康伯注にもとづく。注(4)参照。「道非仁之謂也」「道非智之謂也」に示される「仁」「智」への否定的な態度は、『老子』に珍しくない。たとえば、「天地不仁、以萬物爲芻狗、聖人不仁、以百姓爲芻狗」(第五章)、「絕聖棄智、民利百倍、絕仁棄義、民復孝慈」(第十九章)、「民之難治、以其智多。故以智治國、國之賊、不以智治國、國之福」(第六十五章)など。因みに仁・智は、儒家の徳目である「五常」に含まれる。儒家注(4)参照。

(10) 百姓資道而日用二句 繫辭上傳に、「百姓日用而不知、故君子之道鮮矣」、注に「君子體道以爲用也。仁知則滯於所見、百姓則日用而不知、體斯道者、不亦鮮矣」。

(11) 聖人體道成性 『莊子』知北遊篇に、「夫體道者、天下之君子所繫焉」、郭注に、「言體道者、人之宗主也」。また『淮南子』齊俗訓に、「故聖人體道反性、不化以待化、則幾於免矣」とある。「成性」は、繫辭上傳に、「成性存存、道義之門」。

(12) 清虛自守 漢志に、「道家者流、蓋出於史官、歷記成敗存亡禍福古今之道、然後知秉要執本、清虛以自守、卑弱以自持、此君人南面之術也」。

(13) 爲而不恃二句 『老子』第十章及び第五十一章に、「生而不有、爲而不恃、長而不宰、是謂玄德」。王注に、「不塞其原、則物自生、何功之有。不禁其性、則物自濟、何爲之恃。物自長足、不吾宰成、有德無主、非玄而何」という。「爲而不恃」は、また第二章、第七十七章にも見えている。注(9)参照。

(14) 不勞聰明而人自化 『老子』第五十七章に、「故聖人云、我無爲而民自化、我好靜而民自正、我無事而民自富、我無欲而民自樸」。『莊子』在宥篇に、「汝徒處無爲而物自化。墮爾形體、吐爾聰明、偷與物忘、大同乎溟溟、同天地篇に「古之畜天下者、無欲而天下足、無爲而萬物化、淵靜而百姓定」というのもほほ同じ意。「聰明」の否定は、大宗師篇にも、「墮肢體、黜聰明」とあり、さらに『淮南子』原道訓には、

「是故至人之治也、掩其聰明、滅其文章、依道廢智、與民同出于公」と見える。「論六家之要指」に、「至於大道之要、去健羨、絕聰明」とあるのは、これらの意を承けたもの。

(15) 不假修營而功自成 『老子』第二章に、「是以聖人處無爲之事、行不言之教。萬物作焉而不辭、生而不有、爲而不恃、功成而不居」、王注に、「因物而用、功自彼成、故不居也」。

(16) 玄德深遠 『老子』第六十五章に、「常知稽式、是謂玄德。玄德深矣遠矣、與物反矣。然後乃至大順」。「玄德」は、このほか第十章・第五十一章に見える。第十章の王注に、「凡言玄德、皆有德而不知其主、出乎幽冥」という。

(17) 言象不測 「言象」の例として、齊・王儉「褚淵碑文」(『文選』卷五十八)に、「言象所未形、述詠所不盡」とあり、李注は晉・謝靈運「答鄒敬書」の「至理深玄、非言象所喻也」を引いている。「不測」は、繫辭上傳に、「陰陽不測之謂神」とある。

(18) 置于方外 『莊子』大宗師篇で、孔子が孟之反・子琴張なる二人の自由人を評して、「彼遊方之外者也、而丘遊方之内者也。外内不相及、而丘使女往弔之、丘則陋矣」。成玄英疏に、「方、區域也。彼之二人、齊一死生、不爲教跡所拘、故遊心寰宇之外」とある。「世說」任誕篇に、「裴(楷)曰、阮(籍)方外之人、故不崇禮制、我輩俗中人、故以儀軌自居」。

(19) 是所罕言 『論語』子罕篇に、「子罕言利與命與仁」。

(20) 周官九兩三句 『周禮』天官大宰の章に擧げられる「九兩」

の第三に「師」があり、「以賢得民」と稱される。注に、「師、諸侯師氏、有德行以教民者」という。儒家注(5)参照。

(21) 然自黃帝以下五句 漢以前における道家の學說の相承に關しては、『史記』樂毅列傳に關連記述がある。「樂氏之族有樂瑕公・樂臣公、趙且爲秦所滅、亡之齊高密。樂臣公善修黃帝・老子之言、顯聞於齊、稱賢師」。また太史公の贊にも「樂臣公學黃帝・老子、其本師號曰河上丈人、不知其所出。河上丈人教安期生、安期生教毛翁公、毛翁公教樂瑕公、樂瑕公教樂臣公、樂臣公教蓋公。蓋公教於齊高密・膠西、爲曹相國師」とある。

(22) 漢時三句 『史記』太史公自序に「自曹參、薦蓋公言黃老、而賈生・晁錯明申・商、公孫弘以儒顯」とある。曹參が齊の丞相時代に蓋公を招聘し、彼の説く黃老の術によって政治を行なつて賢相と稱せられたこと、『漢書』曹參傳に詳しい。總序(4)注(5)参照。文帝及び竇皇后の黃老尊崇は夙に名高く、『史記』禮書に、「孝文帝即位、有司議欲定儀禮、孝文好道家之學、以爲繁禮飾節、無益於治、躬化謂何耳」、『漢書』儒林傳に、「孝文本好刑名之言、及至孝景、不任儒、竇太后又好黃老術、故諸博士具官待問、未有進者」とあり、外戚傳にも、「竇太后好黃帝・老子言、景帝及諸竇不得不讀老子、尊其術」とある。なお、文帝については、また次のような傳承が「經典釋文序錄」に記されている。「漢文帝・竇皇后好黃老言。有河上公者、居河之湄、結草爲菴、以老子教授。文帝徵之不至、

隋書經籍志序譯註(興膳・川合)

自詣河上責之。河上公乃踊身空中、文帝改容謝之。於是作老子章句四篇、以授文帝、言治身治國之要。其後談論者、莫不宗尚玄言」。

(23) 下士爲之五句 この一段は、漢志の「及放者爲之、則欲絕去禮學、兼乘仁義、曰、獨任清虛、可以爲治」に相當する。「下士」は、『老子』第四十一章に、「下士聞道、大笑之。不笑、不足以爲道」と見える。

(24) 不推其本 『史記』曆書に、「王者易姓受命、必慎始初、改正朔、易服色、推本天元、順承厥意」。

(25) 苟以異俗爲高 『莊子』刻意篇に、「刻意尚行、離世異俗、高論怨誹、爲亢而已矣。此山谷之士、非世之人、枯槁赴淵者之所好也」。干寶「晉紀總論」(『文選』卷四十九)に、「當官者以望空爲高、而笑勤恪」。

(26) 狂狷爲尙 『論語』子路篇に、「子曰、不得中行而與之、必也狂狷乎。狂者進取、狷者有所不爲也」。『後漢書』獨行列傳序がこのことばについて、「此蓋失於周全之道、而取諸偏至之端者也。然則有所不爲、亦將有所必爲者矣。既云進取、亦將有所不取者矣。如此、性尙分流、爲否異適矣」というのを併せて参照すべきであろう。

(27) 迂誕譎怪而失其眞 『經典釋文序錄』は「莊子」について、「莊生弘才命世、辭趣華深、正言若反、故莫能暢其弘致。後人增足、漸失其眞。故郭子玄云、一曲之才、妄竄奇說、若闕弈・意俯之首、危言・游鳧・子胥之篇、凡諸巧雜、十分有三。

……言多詭誕、或似山海經、或類占夢書、故注者以意去取」という。郭璞「山海經序」に、「世之覽山海經者、皆以其闕誕迂誇、多奇怪俶儻之言、莫不疑焉」とあるのを参照。「迂誕詭怪」は、史部雜史序の「又有委巷之說、迂怪妄誕、眞虛莫測」や、雜傳序の「又難以虛誕怪妄之說」と相似た評價である。「詭怪」の語は、『後漢書』西域傳の「諸國所生奇異玉石諸物、詭怪多不經」のような例がある。

法 家

法者、人君所以禁淫慝、齊不軌、而輔於治者也。易著⁽¹⁾

「先王明罰飭法」、書美「明于五刑、以弼五教」。周官、司寇⁽²⁾「掌建國之三典、以佐王刑邦國、詰四方」、司刑⁽⁷⁾「以五刑之法、麗萬民之罪」、是也。

刻者爲之、則杜哀矜、絕仁愛、欲以威劫爲化、殘忍爲治、乃至傷恩害親。⁽⁶⁾

法というのは、君主が不道德を禁止し、無秩序を統制し、統治の補助とするてだてである。『易』には「先王は罰を明らかにし法を飭む」と明記され、『尙書』には「五刑を

明らかにして、以て五教を弼く」とたたえられている。『周禮』では、司寇が「建國の三典を掌り、以て王を佐け邦國を刑し、四方を詰む」とあり、司刑が「五刑の法を以て、萬民の罪を麗く」とあるのが、これである。

しかし苛刻な人間の手にかかると、あわれみの情をふさぎ、仁愛の念をたちきり、威嚇を教化の手段とし、殘忍な方法で政治をとりしきろうとして、ついには肉親の間の愛情にまで危害を加えることになる。

法家は、『唐六典』卷十に、「以紀刑法典制」とある。

(1) 法者四句 漢志には、「法家者流、蓋出於理官、信賞必罰、以輔禮制。易曰、先王以明罰飭法、此其所長也」とある。

(2) 禁淫慝 『左傳』成公二年で、周王の使者が晉から獻上された戰利品を辭退する口上に、「兄弟甥舅、侵敗王略、王命伐之、告事而已、不獻其功。所以敬親暱、禁淫慝也」とある。杜注に、「淫慝謂誑掠百姓取囚俘也」。

(3) 齊不軌 史部刑法序に、「刑法者、先王所以懲罪惡、齊不軌者也」として既出。「不軌」は、『左傳』隱公元年等に見えている。刑法注(1)参照。

(4) 易著先王明罰飭法 『易』噬嗑の大象に、「雷電噬嗑、先

王、以明罰勅法」。この句は漢志にも引用されている。注(1)參照。

(5) 書美明于五刑二句 『尙書』大禹謨に、「帝曰、皋陶、惟茲苴庶、罔或干予正、汝作士、明于五刑、以弼五教、期于予治」。疏はこの一節を敷衍して、「帝呼之曰、皋陶、惟此羣臣衆庶、皆無敢有干犯我正道者、由汝作士官、明曉於五刑、以輔成五教、當於我之治體」という。

(6) 司寇掌建國之三典三句 『周禮』秋官大司寇に、「大司寇之職、掌建邦之三典、以佐王刑邦國、詰四方」とあり、「三典」についてはすぐ續けて、「一曰、刑新國、用輕典。二曰、刑平國、用中典。三曰、刑亂國、用重典」と説明がある。注に、「典、法也。詰、謹也」。なお、「詰四方」の句は、『尙書』呂刑において、周の穆王が司寇呂侯の意見をいれて酷刑を制定したことを述べたくだりに、「度作刑以詰四方」と見え、孔傳には、「度時世所宜、訓作贖刑、以治天下四方之民」と訓せられている。

(7) 司刑以五刑之法二句 秋官司刑に、「司刑掌五刑之法、以麗萬民之罪」とあり、「五刑」の内容については續けて、「墨罪五百、劓罪五百、宮罪五百、剕罪五百、殺罪五百」と説明される。

(8) 刻者爲之六句 漢志の「及刻者爲之、則無教化、去仁愛、專任刑法而欲以致治、至於殘害至親、傷恩薄厚」に相當する。司馬談「論六家之要指」でも、これとほぼ同趣の缺陷を指摘

隋書經籍志序詳註(興膳・川合)

しつつ、君臣關係をはじめとする社會秩序の維持に法家の有用性を認めている。「法家嚴而少恩、然其正君臣上下之分、不可改矣。……法家不別親疏、不殊貴賤、一斷於法、則親親尊尊之恩絕矣。可以行一時之計、而不可長用也。故曰嚴而少恩。若尊主卑臣、明分職、不得相踰越、雖百家弗能改也」。『史記』韓非傳の贊には、「韓子引繩墨、切事情、明是非、其極慘酷少恩」とある。また「刻者」の語は、法家の一人に數えられる商鞅について、司馬遷が「天資刻薄人」(『史記』商君列傳)と評し、申商刑名の學に通じた龍錯についても、「爲人陷直刻深」と評している(『袁盎龜錯列傳』)ことなども參酌の要があろう。

(9) 杜哀矜 『尙書』呂刑に、「皇帝哀矜庶戮之不辜、報虐以威、遏絕苗民、無世在下」。また『論語』子張篇で、士師の陽膚から司法のありかたについて問われた曾子は、「上失其道、民散久矣、如得其情、則哀矜而勿喜」と答えた。いずれも司法にたずさわる者の心得として民衆への愛情を説いている點に注意。

(10) 威劫爲化 「威劫」の例として、『漢書』龜錯傳に、「陳勝行戍、至於大澤、爲天下先倡、天下從之如流水者、秦以威劫而行之之敝也」とある。

名家

名者、所以正百物、敘尊卑、列貴賤、各控名而責實、無相僭濫者也。春秋傳曰、「古者名位不同、節文異數」。孔子曰、「名不正則言不順、言不順則事不成」。周官、宗伯「以九儀之命、正邦國之位、辨其名物之類」、是也。拘者爲之、則苛察繚繞、滯於析辭而失大體。

名というのは、すべての事物の名を正確に定めて、尊卑・貴賤を秩序づけ、それぞれ名稱にひきあわせて實體を究明し、分限を逸脱しないようにさせるてである。「春秋『左氏』傳」に「古者は名位同じからず、節文數を異にす」という。孔子は「名正しからざれば則ち言順わず、言順わざれば則ち事成らず」という。「周禮」では、宗伯が「九儀の命を以て、邦國の位を正し、其の名物の類を辨ず」とあるのが、これである。

窮屈な人間の手にかかると、重箱の隅までゆるがせにせず、一字一語の分析にかかずらって全體をみうしなうので

ある。

名家は、『唐六典』卷十に、「以紀循名責實」とある。

- (1) 名者六句 漢志は名家の性格を述べて、「名家者流、蓋出於禮官。古者名位不同、禮亦異數。孔子曰、『必也正名乎。名不正則言不順、言不順則事不成。此其所長也』」という。名家の書に數えられる『尹文子』には、「名也者、正形者也。形正由名、則名不可差。故仲尼云『必也正名乎。名不正則言不順』也」（大道篇上）、「名者所以正尊卑、亦所以生矜慕」（同下）とある。
- (2) 正百物 『禮記』祭法に、「黃帝正名百物、以明民共財」。また『論語』子路篇の「必也正名乎」の句について、集解に收める馬融の注は、「正百事之名也」といい、義疏は「正百物之名也」という。
- (3) 敘尊卑二句 『易』繫辭上傳に、「天尊地卑、乾坤定矣。卑高以陳、貴賤位矣」、また「是故列貴賤者存乎位、齊小大者存乎辭」とある。『淮南子』齊俗訓に、「夫禮者所以別尊卑、異貴賤」、『史記』禮書に、「是以君臣朝廷尊卑貴賤之序、下及黎庶車馬衣服宮室飲食嫁娶喪祭之分、事有宜適、物有節文」とあるのも併せて参照。
- (4) 各控名而責實 司馬談「論六家之要指」は、名家の評價に値する面として、「若夫控名責實、參伍不失、此不可不察也」という。『史記集解』の引く晉灼の注には、「引名責實、參

錯交互、明知事情」とある。名家に屬する『鄧析子』無厚篇に、「循名責實、君之事也」。

(5) 無相僭濫 『詩』商頌殷武に、「天命降監、下民有嚴、不僭不濫、不敢怠遑」、毛傳に、「不僭不濫、賞不僭、刑不濫也」とある。

(6) 古者名位不同二句 『左傳』莊公十八年に、「王命諸侯、名位不同、禮亦異數、不以禮假人」とある。

(7) 名不正則言不順二句 『論語』子路篇のことば。子路から政治にたずさわる心得を問われた孔子が「必也正名乎」と答えると、子路はそれを迂遠として不滿の色を示した。孔子の再度の答え、「名不正則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興則刑罰不中、刑罰不中則民無所措手足。故君子名之必可言也、言之必可行也。君子於其言、無所苟而已矣」。この二句は漢志にも引かれる。注(1)参照。

(8) 宗伯以九儀之命三句 『周禮』春官大宗伯に、「以九儀之命、正邦國之位」とある。「九儀之命」の内容は、受職・受服・受位・受器・賜則・賜官・賜國・作牧・作伯の九つ。また小宗伯には、「毛六牲、辨其名物、而頒之于五官、使其奉之」とある。さらに春官の典瑞・司服の項には、それぞれ「辨其名物、與其用事」の句が、典路の項には、「辨其名物與其用說」の句が見えている。

(9) 拘者爲之三句 漢志の「及審者爲之、則苟鉤鉞析、亂而已」に相當する。司馬談は陰陽家について、「使人拘而多所畏」

隋書經籍志序譯註(興膳・川合)

といっている。

(10) 苛察繳繞 「論六家之要指」に、「名家苛察繳繞、使人不得反其意、專決於名而失人情、故曰使人儉而善失真」とある。『史記集解』の引く如淳注に、「繳繞猶繳繞、不通大體也」という。

(11) 滯於析辭而失大體 『荀子』正名篇に、「故析辭擅作名以亂正名、使民疑惑、人多辨訟、則謂之大姦、其罪猶爲符節度量之罪也」。

墨 家

(1) 墨者、強本節用之術也。上述堯・舜・夏禹之行、茅茨不翦、⁽²⁾ 糲梁之食、桐棺三寸、貴儉兼愛、⁽⁴⁾ 嚴父上德、⁽⁵⁾ 以孝示天下、⁽⁶⁾ 右鬼神而非命。漢書以爲本出清廟之守。然則周官宗伯「掌建邦之天神地祇人鬼」、肆師「掌立國祀及兆中廟中之禁令」、⁽⁷⁾ 是其職也。⁽⁸⁾ ⁽⁹⁾

⁽¹⁰⁾ 愚者爲之、則守於節儉、不達時變、推心兼愛、而混於親疎也。

墨とは、根本を強化し費用を節約するわざである。上は堯・舜・禹の行跡を祖述し、屋根の茅も切りそろえず、玄米

やあわの主食、棺桶は厚み三寸の桐の薄板作りというありさまで、儉約を重んじて平等愛を説き、父をうやまい徳をとらうとび、孝を天下に教えひろめ、鬼神をあがめる一方運命論を否定する。『漢書〔藝文志〕』ではもとは祖靈のみたまの守護者に由来するとしている。とすれば『周禮』の宗伯が「邦を建つるの天神・地祇・人鬼を掌」り、肆師が「國祀を立つること及び兆中廟中の禁令を掌る」というのが、この職にあたる。

愚者の手にかかる、儉約を固守するあまり、時代の變化をわきまえず、しゃにむに兼愛を追求して、親疎のけじめを亂すことになる。

墨家は、『唐六典』卷十に、「以紀強本節用」とある。

- (1) 自墨者至漢書以爲本出清廟之守 漢志に、「墨家者流、蓋出於清廟之守。茅屋采椽、是以貴儉。養三老五更、是以兼愛。選士大射、是以上賢。宗祀嚴父、是以右鬼。順四時而行、是以非命。以孝視天下、是以上同、此其所長也。」
- (2) 強本節用之術 「論六家之要指」は、「墨者儉而難遵、是以其事不可偏循」と批判を加えつつ、また「然其疆本節用、不可廢也」、「要曰強本節用、則人給家足之道也。此墨子之

所長、雖百家弗能廢也」と長所を認めている。『史記』孟子荀卿列傳にも、「蓋墨翟、宋之大夫、善守禦、爲節用」と記される。なお、『墨子』に節用篇がある。

- (3) 上述堯舜夏禹之行四句 「論六家之要指」に、「墨者亦尙堯舜道、言其德行曰、堂高三尺、土階三等、茅茨不翦、采椽不刮、食土簋、墜土刑、糲梁之食、藜藿之羹、夏日葛衣、冬日鹿裘。其送死、桐棺三寸、舉音不盡其哀。教喪禮、必以此爲萬民之率」とある。この論の「冬日鹿裘」に至る部分は、さらに『韓非子』五蠹篇にもとづいており、ここでは「堯之王天下也、茅茨不翦、采椽不斲、糲梁之食、藜藿之羹、冬日麩裘、夏日葛衣、雖監門之服養、不虧於此矣」とある。その意を『墨子』自體に即して求めれば、三辯篇に、「子墨子曰、昔者堯舜有茅茨者、且以爲禮、且以爲樂」と見える。「桐棺三寸」のことは、『韓非子』では顯學篇に見え、「墨者之葬也、冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸、服喪三月、世主以爲儉而禮之」とあり、『墨子』自體では節葬篇下に、「故古聖王、制爲葬埋之法、曰、棺三寸、足以朽體、衣裳三領、足以覆惡。禹東教乎九夷、道死、葬會稽之山。衣裳三領、桐棺三寸、葛以緘之云云」とある。『孟子』公孫丑篇によれば、天子から庶人に至るまで棺の厚さは七寸とされていた由であり、また『荀子』禮論篇によれば、刑餘罪人の喪は、まさしく「棺槨三寸、衣裳三領」であったという。

- (4) 貴儉兼愛 漢志の「茅屋采椽、是以貴儉、養三老五更、是

以兼愛」をちぢめたもの。注(1)参照。「貴儉」は『墨子』の節用・節葬等の篇を、また「兼愛」は兼愛篇を指す。

(5) 嚴父上徳 漢志の「選士大射、是以上賢、宗祀嚴父、是以右鬼」を壓縮した表現。注(1)参照。「嚴父」は、『孝經』聖治章の「子曰、天地之性、人爲貴。人之行、莫大於孝。孝莫大於嚴父、嚴父莫大於配天」にもとづき、おそらく『墨子』の明鬼篇を指す。「上徳」の上は、尚に同じ。『墨子』に尚賢篇がある。

(6) 以孝示天下 漢志には、「以孝視天下、是以上同」とある。『墨子』尙同篇を指す。視はこの場合「示」の意に讀む。

(7) 右鬼神而非命 『淮南子』汜論訓に、「兼愛尙賢、右鬼非命、墨子之所立也」とある。「右鬼」は、漢志の如淳注に、「右鬼、謂信鬼神。若杜伯射宣王、是親鬼而右之」、また顏師古注に、「右猶尊尙也」。「非命」は、『墨子』非命篇を指す。

(8) 清廟之守 周の文王を祀った周頌「清廟」の鄭箋に、「清廟者、祭有清明之德者之宮也」とある。『左傳』桓公二二年に、「是以清廟茅屋、大路越席、大羹不致、粢食不馨、昭其儉也」とあるのは、清廟と節儉の關係を明瞭に示す。

(9) 周官宗伯云云 『周禮』春官宗伯に、「大宗伯之職、掌建邦之天神人鬼地示之禮、以佐王建保邦國」。鄭注に、「建、立也。立天神地祇人鬼之禮者、謂祀之祭之享之」という。

(10) 肆師掌立國祀云云 春官肆師に、「肆師之職、掌立國祀之禮、以佐大宗伯」、また「掌兆中廟中之禁令」とある。注に、

隋書經籍志序譯註(興膳・川合)

「兆、壇墜域」。

(11) 愚者爲之五句 漢志の「及蔽者爲之、見儉之利、因以非禮、推兼愛之意、而不知別親疏」に相當する。「論六家之要指」にも墨家の短所を指摘して、「使天下法若此、則尊卑無別也。夫世異時移、事業不必同、故曰儉而難遵」という。

從橫家

(1) 從橫者、所以明辯說、善辭令、以通上下之志者也。漢書以爲本出行人之官、受命出疆、臨事而制。故曰、「誦詩三百、使于四方、不能專對、雖多亦奚以爲」。周官、掌交「以節與幣、巡邦國之諸侯及萬姓之聚、導王之德意志慮、使辭行之、而和諸侯之好、達萬民之說、諭以九稅之利、九儀之親、九牧之維、九禁之難、九戎之威」、是也。

(7) 佞人爲之、則便辭利口、傾危變詐、至於賊害忠信、覆邦亂家。(8) (9) (10) (11)

從横とは、明晰な辯論、洗練された措辭でもって、君臣間の意志を疏通させるてだてである。『漢書「藝文志」』では、もとは天子の命を受けて他國に赴き、事態に際して

處置をとりしきつた行人の官に由來するとしている。そこで「詩を誦すること三百、四方に使して、專對すること能わざれば、多しと雖も亦た奚を以て爲さん」といわれるのである。『周禮』では、掌交が「節と幣とを以て、邦國の諸侯及び萬姓の聚まる〔所〕を巡り、王之德意志慮を道〔導〕い〔威〕な王の好惡を知らしめて」、之を辟行し、而うして諸侯の好を和し、萬民の説びを達せしむ。論ずるに九税の利、九儀の親、九牧の維、九禁の難、九戎の威を以てす」とあるのが、これである。

□先だけの人間の手にかかると、ことは巧みに話術をあやつつて、危険なたくらみをふるい、ついには誠實さをそこない、國家を顛覆させることになる。

- 從横家は、『唐六典』卷十に、「以紀辨說謫詐」とある。
- (1) 自從横者至臨事而制 漢志には、「從横家者流、蓋出於行人之官。孔子曰、『誦詩三百、使於四方、不能專對、雖多亦奚以爲』。又曰、『使乎、使乎』。言其當權事制宜、受命而不受辭、此其所長也」とある。

(2) 善辭令 『禮記』冠義に、「凡人之所以爲人者、禮義也。」

禮義之始、在於正容體、齊顏色、順辭令。『史記』屈原傳に、「明於治亂、嫻於辭令。……出則接遇賓客、應對諸侯」とあるのが、本文の意に近からう。

- (3) 以通上下之志 『周禮』春官大祝に、「作六辭、以通上下親疏遠近」とあり、六辭の第一に擧げられる祠について、鄭司農は、「祠當爲辭、謂辭令也」と注する。鄭玄はさらに補足して、「一曰祠者、交接之辭。春秋傳『公羊傳』莊公四年曰、『古者諸侯相見、號辭必稱、先君以相接辭』之辭也」という。

(4) 行人之官 『周禮』秋官に、大行人・小行人の官が置かれている。『論語』憲問篇の集解に、「馬融曰、行人、掌使之官也」とある。

(5) 誦詩三百四句 『論語』子路篇の文。原文では「誦詩三百」の下に、「授之以政不達」一句がある。この引用のしかたは漢志に同じ。注(1)参照。義疏に、「今使此誦詩之人聘問隣國、而不能專獨應對也」。

(6) 自掌交以節與幣至九戎之威 『周禮』秋官掌交に、「掌交掌以節與幣、巡邦國之諸侯及其萬民之所聚者、道王之德意志慮、使威知王之好惡、辟行之。使和諸侯之好、達萬民之說。掌邦國之通事而結其交好、以諭九税之利、九禮之親、九牧之維、九禁之難、九戎之威。原文と比較してみれば明らかのように、本文は省略が多すぎて意の通じにくい箇所がいくつかある。「辟行之」は、鄭注に、「辟讀如辟忌之辟、使皆知

王之所好者而行之、知王所惡者、辟而不爲」と解するように、その前の「使咸知王之好惡」一句を缺かせない。「九税之利」以下について、鄭注に據りつつ釋すれば、「九税、所稅民九職」、すなわち天官大宰に記す九種のなりわいに課される税。「九禮、九儀之禮」、秋官大行人に記す九種の賓客の身分に對應した外交官の儀禮。「九牧、九州之牧」、その疏に夏官大司馬の「建牧立監以維邦國」を引き、九州の長官が地方を連結する役割をになうことをいう。「九禁、九法之禁」、これも大司馬が九法を掌握して、國中に畏れ難かられること。「九伐、九伐之戎」、大司馬が軍事權を握って、諸方にならみをきかせること。

(7) 佞人爲之五句 漢志の「及邪人爲之、則上詐讓而棄其信」に相當する。「佞人」は、『論語』衛靈公篇に、「放鄭聲、遠佞人。鄭聲淫、佞人殆」とある。また先進篇にも、「子曰、是故惡夫佞者」とあり、集解に孔安國の説として、「疾其以口給應、遂已非而不知窮」という。以下、『論語』のことはが多用されている。

(8) 便辭利口 漢志六藝略序に、「便辭巧說、破壞形體」とある。儒家注(4)參照。『論語』陽貨篇に、「惡利口之覆邦家也」、義疏に、「利口、辯佞之口也」とある。

(9) 傾危變詐 『史記』張儀列傳贊に、蘇秦、張儀の人となりを評して、「要之、此兩人眞傾危之士哉」という。また三王世家の褚少孫贊に、「齊地多變詐、不習於禮義」、『漢書』刑法

隋書經籍志序譯註(六) (興膳・川倉)

志に荀卿のことばを引いて、「彼孫、吳者、上勢利而貴變詐、施於暴亂昏媾之國、君臣有間、上下離心、政謀不良、故可變而詐也」という。

(10) 賊害忠信 『論語』先進篇に、「子路使子羔爲費宰、子曰、賊夫之人子」とあり、集解に、「荀氏曰、子羔學未熟習、而使爲政、所以爲賊害」という。「忠信」も『論語』のことは、公治長篇に、「十室之邑、必有忠信如丘者焉」、衛靈公篇に、「子曰、言忠信、行篤敬、雖蠻貊之邦行矣。言不忠信、行不篤敬、雖州里行乎哉」。

(11) 覆邦亂家 『論語』陽貨篇の「惡利口之覆邦家」による。集解に、「孔曰、利口之人、多言少實、苟能悅媚時君、傾覆國家」。

雜 家

¹⁾ 雜者、兼儒・墨之道、通衆家之意、²⁾ 以見王者之化、無所不冠者也。古者、司史³⁾ 歷記前言往行、禍福存亡之道。然則雜者、蓋出史官之職也。

⁵⁾ 放者爲之、不求其本、材少而多學、言非而博、是以雜錯⁶⁾ 漫漶、而無所指歸。

雜とは、儒家と墨家の道を兼ねそなえ、あまたの學派と思想を共有して、それによって王の教化が、すべての思想を貫くものであることを明らかにするのである。いには、歴史擔當官が古人の言行、禍福存亡のありかたを時代を追って記録した。してみると雜家とは、史官の職に由來するわけだ。

放埒な人間の手にかかると、根本がなおざりにされる。才能は乏しいが知識は多く、いうことは的はずれだが範圍は廣く、そのためとりとめなく種々入り混じって、歸着すべき方向を見失ってしまうことになる。

- 雜家は、『唐六典』卷十に、「以紀兼敘衆說」とある。
- (1) 自雜者至蓋出史官之職也 漢志には、「雜家者流、蓋出於議官、兼儒墨、合名法、知國體之有此、見王治之無不貫、此其所長也」とある。
 - (2) 以見王者之化二句 漢志の「國體之有此、見王治之無不貫」と同義であろう。「冠」は「貫」と同音(冠音)の字であり、この場合「貫」の意に讀むべきものと考ええる。漢志の顏師古注に、「王者之治、於百家之道、無不貫綜」という。
 - (3) 歷記前言往行 『易』大畜の大象に、「君子以多識前言往

行、以畜其德」。正史序に、「古者天子諸侯、必有國史、以紀言行」とあるのを参照。

- (4) 禍福存亡之道 『左傳』昭公十三年に、「存亡之道、恆由是興」。禍福存亡を並列した例としては、『淮南子』人間訓に、「知存亡之樞機、禍福之門戶」と見える。ただ本文の意は、『文心雕龍』史傳篇の「於是就太師以正雅頌、因魯史以修春秋、舉得失以表黜陟、徵存亡以標勸戒」などにむしろ近からう。

- (5) 放者爲之六句 漢志の「及盪者爲之、則漫、羨而無所歸心」に相當する。

- (6) 雜錯漫羨 張衡「南都賦」(『文選』卷四)に、「被服雜錯、履躡華英」、注に、「雜錯、非一也」とある。「漫羨」は、漢志に見える。注(5)参照。顏師古注に、「漫、放也」。また揚雄「羽獵賦」(『漢書』揚雄傳・『文選』卷八)に、「勇士たちが獲物を追うさまを描寫して、「羨漫半散、蕭條數千里外」という。

- (7) 無所指歸 「指歸」は、郭璞「爾雅序」に、「夫爾雅者、所以通詁訓之指歸、敘詩人之興詠」のような例があり、疏に「指歸謂指意歸鄉也」と解するのを参照。

農 家

- (1) 農者、所以播五穀、藝桑麻、以供衣食者也。書敘八政、

(2)

其一日食、二日貨。孔子曰、「所重民食」⁽³⁾。周官、冢宰「以九職任萬民」、其一曰「三農生九穀」、地官司稼「掌巡邦野之稼、而辨種陸之種、周知其名與其所宜地、以爲法而懸于邑閭」、是也。

鄙者爲之、則棄君臣之義、徇耕稼之利、而亂上下之序。⁽⁷⁾

農とは、五穀を植え、桑麻を育て、衣食を供するてである。『尙書』は八項目の政治内容を列記するが、その第一が食糧であり、第二が財貨である。孔子は「重んずる所は民と食」という。『周禮』では、冢宰が「九職を以て萬民に任」じ、その一に「三農、九穀を生ず」といい、地官司稼が「邦野の稼を巡るを掌り、而うして種陸の種を辨じ、周く其の名と其の宜しくする所の地とを知り、以て法と爲して邑閭に懸く」というのが、これである。見識の狭い者の手にかかると、君臣間の道義をうちすて、收穫の利に走り、上下の秩序を混亂させてしまう。

農家は、『唐六典』卷十に、「以紀播種種藝」とある。

隋書經籍志序譯註(六) (興膳・川金)

(1) 自農者至所重民食 漢志に、「農家者流、蓋出於農稷之官。播百穀、勸耕桑、以足衣食。故八政、一曰食、二曰貨、孔子曰、『所重民食』。此其所長也。」

(2) 書敍八政 『尙書』洪範の「洪範九疇」の第三に「農く八政を用う」とあり、更にその八政を詳敍して、「一曰食、二曰貨云云」という。孔傳は、「食」には「勸農業」、「貨」には「賣用物」とそれぞれ注する。なお、關連する記述として、『漢書』食貨志には次のようにある。「洪範八政、一曰食、二曰貨。食謂農殖嘉穀可食之物、貨謂布帛可衣、及金刀龜貝、所以分財布利通有無者也。二者生民之本、與自神農之世。」

(3) 所重民食 『論語』堯曰篇に、「所重民食喪祭」とあり、集解の引く孔安國注には、「重民國之本也。重食民之命也」という。但し漢志の顔師古注では讀みかたがちがいがい、「言爲君之道、所重者在人之食」と釋する。これによれば、本文は「重んずる所は民の食」と讀むべきである。朱子の讀みは顔師古に同じ。

(4) 冢宰以九職任萬民二句 『周禮』天官大宰に、「以九職任萬民、一曰三農生九穀」とある。「三農」は、鄭司農によれば、平地・山・澤、鄭玄によれば、原・隰・平地のこと。「九穀」は、鄭司農說では、黍・稷・秫・稻・麻・大小豆・大小麥、また鄭玄說では、前記から秫と大麥を除き、代りに粱と菰を加えた九種類を指す。

(5) 地官司稼掌巡邦野之稼四句 『周禮』地官司稼の文。鄭注

に、「偏知種所宜之地、縣以示民、後年種穀、用爲法也」とある。

(6) 鄙者爲之四句 漢志の「及鄙者爲之、以爲無所事聖王、欲使君臣並耕、諄上下之序」に相當する。たとえば『孟子』滕文公篇上に見える許行なる人物は、「神農の言を爲す」農家の學者で、「賢者與民並耕而食、饗殮而治」と、上下の區別なく平等に農耕に従事すべきことを説く。それに對する孟子の反論は、有名な「勞心者治人、勞力者治於人。治於人者食人、治人者食於人。天下之通義也」といった階級秩序維持の立場からなされている。本文の「鄙者」の思想への批判も、まさしくこうした儒家の立場から發せられているといえよう。

(7) 棄君臣之義 『論語』微子篇で、隱者荷蓧丈人を批判した子路のことばに、「長幼之節、不可廢也。君臣之義、如之何其廢之」とある。前出の『孟子』滕文公篇上にも、「父子有親、君臣有義」とある。

小説家

(1) 小説者、街説巷語之説也。傳載輿人之誦、詩美詢于芻蕘。
 (2) 古者聖人在上、(3) 史爲書、(4) 瞽爲詩、工誦箴諫、大夫規誨、士傳言而庶人謗。孟春、(5) 徇木鐸以求歌謠、(6) 巡省觀人詩、以知風俗。過則正之、失則改之、道聽塗説、靡不畢紀。周官、

(11) 誦訓「掌道方志以詔觀事、道方應以詔辟忌、以知地俗」、
 (12) 而訓方氏「掌道四方之政事、與其上下之志、誦四方之傳道而觀衣物」、是也。

孔子曰、「雖小道、必有可觀者焉、致遠恐泥」。

小説とは、街頭や路地裏で語られた話である。『春秋左氏傳』は「輿人の誦」を記載し、『詩經』は「芻蕘に詢る」ことを讚美している。いにしえ聖人の君臨した世には、史官が君主の言行を記録し、瞽師が諷刺詩を作り、樂人が諫言を朗誦し、大夫が君主を教諭し、士は間接的に意見を述べ、庶民は非難を口に掛けた。春の初めには、木鐸でふれ歩いてはやり歌を集め、視察にまわって人民の詩をしらべ、それで各地の國ぶりを理解した。政治に過ちがあれば正し、失策があれば改め、巷間の話柄は、ことごとく記録された。『周禮』では、誦訓が「方の志すところを道うを掌りて以て詔げて事を觀せしめ、方の愚むところを道いて以て詔げて忌を辟けしめ、以て地俗を知らしむ」とあり、そして訓方氏が「四方の政事と其の上下の志を道うを掌り

て、四方の傳道を誦して(衣)「新」物を觀る」というのが、これである。

孔子は、「小道と雖も、必ず觀る可き者有り。遠きを致すには泥まんことを恐る」といつている。

小説家は、『唐六典』卷十に、「以紀芻辭與誦」とある。

(1) 小説者二句 漢志に、「小説家者流、蓋出於稗官。街談、巷語、道聽塗說者之所造也。孔子曰、『雖小道、必有可觀者焉、致遠恐泥、是以君子弗爲也』。然亦弗滅也。閭里小知者之所及、亦使綴而不忘。如或一言可采、此亦芻蕘狂夫之議也」。

農家までの八家とことなつて、ここでは思想上の特色と缺陷を分析する記述法をとっていない。この形式は漢志に做つたもの。漢志の他に小説家に言及した文章としては、『桓子新論』(『文選』卷三十一江淹「雜體詩・李都尉從軍」注引)に、「若其小説家、合叢殘小語、近取譬論、以作短書、治身理家、有可觀之辭」とある。

(2) 街説巷語之説 漢志の「街談巷語」のほか、張衡「西京賦」(『文選』卷二)にも、「若其五縣遊麗辯論之士、街談巷議、彈射臧否」と見える。

(3) 傳載輿人之誦 鄭の子産の政治に對する民衆の心情を示す二篇のうたを指し、『左傳』襄公三十年の條に見える。「從政一年、輿人誦之曰、取我衣冠而縉之、取我田疇而伍之、孰

殺子産、吾其與之。及三年、又誦之曰、我有子弟、子産誨之、我有田疇、子産殖之、子産而死、誰其嗣之」。

(4) 詩美詢于芻蕘 大雅「板」に、「先民有言、詢于芻蕘。鄭箋に、「占之賢者有言、有疑事、當與新采者謀之。匹夫匹婦、或知及之、況於我乎」とある。

(5) 聖人在上 『易』觀卦の彖傳に、「大觀在上」、また『左傳』昭公四年に、「聖人在上、無寇」、『尚書大傳』(『太平御覽』卷四百一人人事部敘聖引)に「聖人在位、其君子不誦無用之言」とある。

(6) 史爲書五句 『左傳』襄公十四年に、晉の樂師師曠がよぎ王者の君臨する世のありかたを説いて、「史爲書、瞽爲詩、工誦箴諫、大夫規誨、士傳言、庶人謗、商旅于市、百工獻藝」という。「士傳言」について、杜預は、「士卑不得徑達、聞君過失、傳告大夫」、また「庶人謗」については、「庶人不與政、聞君過則誹謗」と注する。

(7) 徇木鐸以求歌謠 これも『左傳』襄公十四年の師曠のことばに、「故夏書曰、適人以木鐸徇于路」と見え、杜預はこれを逸書の語とした上で、「木鐸、木舌金鈴、徇於路、求歌謠之言」と注する。この語は偽古文「胤征」にも、「每歲孟春、適人以木鐸徇于路」の形で見えている。類似の表現が『周禮』天官小宰に、「正歲、帥治官之屬、而觀治象之法、徇以木鐸、曰、不用法者、國有常刑」とある。

(8) 巡省觀人詩 『禮記』王制に、「歲二月、東巡守、至于岱

宗。……命大師陳詩、以觀民風」とあり、注に、「陳詩謂采其詩而視之」という。また漢志の詩序にも、「古有采詩之官、王者所以觀風俗、知得失、自考正也」とある。いわゆる采詩官説である。

(9) 過則正之二句 前出『左傳』襄公十四年の師曠のことばに、「善則賞之、過則匡之、患則救之、失則革之」とある。

(10) 道聽塗説 『論語』陽貨篇に、「子曰、道聽而塗説、德之棄也」。馬融の注に、「聞之於道路、則傳而説之」というように、元來は道で聞いたことをかたはしから話す意。ここでは漢志の意を承けて用いられている。注(1)参照。

(11) 誦訓掌道方志以詔觀事三句 『周禮』地官誦訓に、「誦訓掌道方志以詔觀事、掌道方慝以詔辟忌、以知地俗」。志は、識に同じ。鄭注に、「説四方所識久遠之事以告王、觀博古所識」、また「方慝、四方言語所惡也。不辟其忌、則其方以為苟於言語也。知地俗、博事也。鄭司農云、以詔辟忌、不違其俗也」という。

(12) 訓方氏掌道四方之政事三句 『周禮』夏官訓方氏に、「掌道四方之政事、與其上下之志、誦四方之傳道。正歲則布而訓四方、而觀新物」とある。鄭注に、「傳道、世世所傳說往古之事也。為王誦之。若今論聖德堯舜之道矣。新物を衣物に作るのは、隋志の誤り。「觀新物」の注に、「四時於新物出則觀之、以知民志所好惡。志淫行僻、則當以政教化正之」という。

(13) 雖小道三句 『論語』子張篇のことば。この三句の後に原文では、「是以君子不為也」一句がある。漢志にも引用されていること、注(1)を参照。

兵 家

(1) 兵者、所以禁暴靜亂者也。易曰、「古者弦木為弧、剡木為矢、弧矢之利、以威天下」。孔子曰、「不教人戰、是謂棄之」。周官、大司馬「掌九法九伐、以正邦國」、是也。

(5) 然皆動之以仁、行之以義、故能誅暴靜亂、以濟百姓。下(6) 至三季、恣情逞欲、爭伐尋常、不撫其人、設變詐而滅仁義、(7) 至乃百姓離叛、以致於亂。

兵とは、暴亂をとりしまりしめずめるてだてである。『易』に「古者は木に弦して弧と爲し、木を剡りて矢と爲す。弧矢の利、以て天下を威す」とあり、孔子は「教えざる(人)〔民〕もて戦う、是れ之を棄つと謂う」という。『周禮』では、大司馬が「九法九伐を掌り、以て邦國を正す」とあるのが、これである。

けれどもいずれも仁にもとづいて兵權を發動し、義をよ
りどころとして武力を行使したので、よく暴亂を鎮壓して、
人民を救済することができた。それが夏・殷・周三代の末期
になると、君主が欲望をほしのままにして、わずかな領土
も奪いあい、民ぐさにいたわりをかけず、詐術をしかけて
仁義をうち捨ててしまい、そのために結局人民が離叛して、
騷亂を引き起こすに至った。

兵家は、『唐六典』卷十に、「以紀權謀制變」とある。漢
書兵書略の權謀・形勢・陰陽・技巧の四類を一つにまとめる。

- (1) 兵者二句 武力に對してこのような見解を示すものとして
は、『左傳』宣公十二年の「夫武禁暴戢兵、保大定功、安民
和衆豐財者也」、「荀子」議兵篇の「彼兵者、所以禁暴除害也」、
『淮南子』兵略訓の「夫兵者、所以禁暴討亂也」などが擧げ
られよう。漢志兵書略序には、「兵家者、蓋出古司馬之職、
王官之武備也」とある。

- (2) 古者弦木爲弧四句 『易』繫辭下傳に、「弦木爲弧、剡木
爲矢、弧矢之利、以威天下、蓋取諸睽」とあり、韓康伯注に、
「睽、乖也。物乖則爭與、弧矢之用、所以威乖爭也」という。
このことばは漢志にも引かれている。
- (3) 不教人戰二句 『論語』子路篇に、「子曰、以不教民戰、

隋書經籍志序譯註(六)(興膳・川倉)

是謂棄之。集解に引く馬融の注に、「言用不習之民、使之攻
戰、必破敗、是謂棄之」とある。このことばは漢志にも引か
れている。

- (4) 大司馬掌九法九伐二句 『周禮』夏官大司馬に、「大司馬
之職、掌建邦國之九法、以佐王平邦國。……以九伐之法正邦
國。邦は、諸侯の國。鄭注に、「諸侯有違王命、則出兵以征
伐之、所以正之也」という。

- (5) 然皆動之以仁四句 漢志に、「下及湯武受命、以師克亂而
濟百姓、動之以仁義、行之以禮讓、司馬法是其遺事也。同
趣の考えを示すものとして、『荀子』議兵篇に、「陳驪問孫
卿子曰、先生議兵、常以仁義爲本」、「淮南子』兵略訓に、
「兵有三詆。治國家、理境內、行仁義、布德惠、立正法、塞
邪隆云云」などが見える。「誅暴」は、『漢書』外戚恩澤侯表
序の「高帝撥亂誅暴、庶事草創」等の例がある。

- (6) 三季 『國語』晉語一に、「雖當三季之王、不亦可乎」、韋
昭注に、「季、末也。三季王、桀・紂・幽王也」とある。また
『漢書』敘傳下に、「三季之後、厥事故紛」、顏師古注に、
「三季、三代之末也」という。

- (7) 恣情逞欲 『左傳』桓公六年に、「今民饑而君逞欲」。
(8) 爭伐尋常 『左傳』成公十二年に、「及其亂也、諸侯貪冒、
侵欲不息、爭尋常以盡其民」、杜注に、「八尺曰尋、倍尋曰
常。言爭尺丈之地以相攻伐」とある。

- (9) 設變詐而滅仁義 漢志に、「自春秋至於戰國、出奇設伏、

變詐之兵並作」。また『漢書』刑法志には、孫武・吳起等の兵家を非難した荀卿のことは引いて、「彼孫・吳者、上勢利而貴變詐、施於暴亂昏媾之國、君臣有間、上下離心、政謀不良、故可變而詐也」という。

天文

(1) 天文者、所以察星辰之變、而參於政者也。易曰、「天垂象、見吉凶」。書稱、「天視自我人視、天聽自我人聽」。故曰、「王政不修、謫見于天、日爲之蝕、后德不修、謫見于天、月爲之蝕」。其餘字彙飛流、見伏陵犯、各有其應。周官、馮相「掌十有二歲・十有一月・十有二辰・十日・二十有八星之位、辨其敘事、以會天位」、是也。

(6) 小人爲之、則指凶爲吉、謂惡爲善、是以數術錯亂而難明。

天文とは、天體の變化を觀察して、政治にとりいれるてだてである。『易』に「天 象を垂れ、吉凶を見す」とあり、『尚書』に「天の視るは我が人に自つて視、天の聽くは我が人に自つて聽く」という。それゆえ「王政修まらざれば、謫天に見われ、日之が爲に蝕す。后德修まらざれば、

謫天に見われ、月之が爲に蝕す」といわれる。そのほか彗星や流星が現われ、惑星が隠顯したり他の星の分野を犯したりするのも、それぞれ人間界の事象に對應しているのである。『周禮』では、馮相氏が「十有二歲、十有一月、十有二辰、十日、二十有八星の位を掌り、其の敘事を辨し、以て天位に會す」とあるのが、これである。

小人輩の手にかかると、凶兆を吉兆と指したがえ、惡を善ととりちがえるので、數術は混亂してわけのわからぬものとなる。

天文は、漢志では「數術略」(或いは術數略)六家中に、また『七錄』では術伎錄に含まれる。『唐六典』卷十に、「以紀星辰象緯」とある。

(1) 天文者三句 漢志に、「天文者、序二十八宿、步五星日月、以紀吉凶之象、聖王所以參政也」。

(2) 察星辰之變 『後漢書』天文志の記述を參考として擧げる。「今紹漢書作天文志、起王莽居攝元年、迄孝獻帝建安二十五年、二百一十五載。言其時星辰之變、表象之應、以顯天戒、明王事焉」。

(3) 天垂象二句 『易』繫辭上傳に、「天垂象、見吉凶、聖人

象之」とある。

(4) 天視自我人視 『尚書』泰誓中に、「天視自我民視、天聽自我民聽」とあり、孔傳に、「言天因民以視聽、民所惡者天誅之」という。ここでは唐太宗の諱を避けて、民を人になつてゐる。

(5) 王政不修六句 『禮記』昏義に、「是故男教不脩、陽事不得、適見於天、日爲之食、婦順不脩、陰事不得、適見於天、月爲之食、是故日食則天子素服而脩六官之職、蕩天下之陽事。月食則后素服而脩六宮之職、蕩天下之陰事。故天子之與后、猶日之與月、陰之與陽、相須而后成者也。」

(6) 其餘字彗飛流三句 以下に擧げる『漢書』天文志の意を要約したものとされる。「其伏見蚤晚、邪正存亡、虛實闕陝、及五星所行、合散犯守、陵歷鬪食、彗字飛流、日月薄食、暈適背穴、抱珥蜚蜺、迅雷風祲、怪雲變氣、此皆陰陽之精、其本在地、而上發于天者也。政失於此、則變見於彼、猶景之象形、鄉之應聲」。孟康の注に、「伏見蚤晚、謂五星也」、また「犯、七寸以内光芒相及也。陵、相冒過也」とある。「彗字飛流」について、張晏は、「彗所以除舊布新也。字氣似彗。飛流謂飛流星也」と注する。

(7) 自馮相掌十有二歲至以會天位 『周禮』春官馮相氏の文。歲は歲星で、十二年で天の軌道を一周する。「十有二辰」は、十二支。「十日」は、十干。「二十有八星」は、二十八宿をいう。「辨其敘事」は、鄭玄注によれば、『尚書』堯典の記

隋書經籍志序譯註(内) (奥膳・川倉)

述に見えるような、四季それぞれに應じた仕事を整えること。また「以會天位」は、上記の歲・日・月・辰・星宿の五者をつきあわせて、時候を示すことをいう。

(8) 小人爲之四句 漢志は天文をあつかうことのむづかしさを説いて、「然星事矧悍、非湛密者弗能由也。夫觀景以譴形、非明王亦不能服聽也。以不能由之臣、諫不能聽之王、此所以兩有患也」といつている。

曆 數

(1) 曆數者、所以揆天道、察昏明、以定時日、以處百事、以辨三統、以知阨會、吉隆終始、窮理盡性、而至於命者也。

(4) 易曰、「先王以治曆明時」。書敍「棊三百有六旬有六日、以閏月定四時成歲」。春秋傳曰、「先王之正時也、履端於始、舉正於中、歸餘於終」。又曰、「閏以正時、時以序事、事以厚生、生民之道」。其在周官、則亦太史之職。

(9) 小人爲之、則壞大爲小、削遠爲近、是以道術破碎而難知。

曆數とは、天體の軌道の測定、晝と夜の長さの觀察によつて、季節と月日を定め、様々な行事を處理し、夏・殷・周

の三種の曆をおさめ、五星日月の交會や災厄、吉祥等の一部始終を採知し、萬物の原理・人間の性情を窮め盡して、天命にまで到達するためのものである。『周易』に「先王は以て曆を治め時を明らかにす」といい、『尚書』には「春は三百有六旬有六日、閏月を以て四時を定め、歳を成す」と述べている。『春秋』〔左氏〕傳には「先王の時を正すや、端を始に履み、正を中に擧げ、餘を終りに歸す」という。さらに「閏以て時を正し、時以て事を序し、事以て生を厚くするは、生民の道なり」という。『周禮』においては、これも太史の職務である。

小人の手にかかると、宏大さをこわして矮小化し、深遠さをそぎとって卑近にしてしまい、そのために道術が破壊されてわかりにくいものとなる。

曆數は、漢志では曆譜と名づけられ、天文と同じく數術略中に含まれる。また『七錄』では、曆竿の名で、術伎録に置かれる。『唐六典』卷十に、「以紀推歩氣朔」とある。

(1) 自曆數者至而至於命者也。漢志に、「曆譜者、序四時之位、正分至之節、會日月五星之辰、以考察暑殺生之實。故聖王必

正曆數、以定三統服色之制、又以探知五星日月之會、凶阨之患、吉隆之喜、其術皆出焉。此聖人知命之術也。非天下之至材、其孰與焉。

(2) 三統 劉歆『三統曆』(『漢書』律曆志上)に、「天統之正、始施於子半、日萌色赤。地統受之於丑初、日肇化而黃、至丑半、日牙化而白。人統受之於寅初、日孽成而黑、至寅半、日生成而青。天施復於子、地化自丑畢於辰、人生自寅成於申。故曆數三統、天以甲子、地以甲辰、人以甲申。天統は周曆、地統は股曆、人統は夏曆をいう。

(3) 窮理盡性二句 『易』説卦傳に、「昔者聖人之作易也、……窮理盡性以至於命」とある。

(4) 先王以治曆明時 『易』革卦の大象に、「澤中有火革、君子以治曆明時」とある。

(5) 椿三百有六旬有六日二句 『尚書』堯典に、「帝曰、咨汝羲暨和、椿三百有六旬有六日、以閏月定四時成歳」。

(6) 先王之正時也 『左傳』文公元年に、「先王之正時也、履端於始、舉正於中、歸餘於終。履端於始、序則不愆。舉正於中、民則不惑。歸餘於終、事則不悖」。杜注に、「步曆之始、以爲術之端首。椿之日三百六十有六日、日月之行、又有遲速、而必分爲十二月、擧中氣以正月、有餘日則歸之於終、積而爲閏、故言歸餘於終」。各月の半ばに、二十四節氣のうちの中氣を置き、あまった端數を一年の最後にまとめて閏月を置くことをいっている。

(7) 閏以正時四句 『左傳』文公六年に、「閏以正時、時以作

事、事以厚生、生民之道、於是乎在矣」とある。

(8) 其在周官二句 『周禮』春官大史に、「正歲年以序事、頒之于官府及都鄙、頒告朔于邦國」とあるのにもとづく。

(9) 小人爲之四句 漢志に、「道之亂也、患出於小人而強欲知天道者、壞大以爲小、削遠以爲近、是以道術破碎而難知也」とある。

五行

(1) 五行者、金・木・水・火・土、五常之形氣者也。在天爲五星、

(4) 在人爲五臟、在目爲五色、在耳爲五音、在口爲五味、在鼻

爲五臭。在上則出氣施變、在下則養人不倦。故傳曰、「天

生五材、廢一不可」。是以聖人推其終始、以通神明之變、

(11) 爲卜筮以考其吉凶、占百事以觀於來物、觀形法以辨其貴賤。

(14) 周官則分在保章・馮相・卜師・筮人・占夢・眡祲、而太史之職、

實司總之。

(21) 小數者纔得其十物、便以細事相亂、以惑於世。

五行とは、金・木・水・火・土であって、五つの原理の形象

隋書經籍志序註(4) (興膳・川合)

化されたものである。それは天界においては五星となり、

人體においては五臟となり、視覚においては五色となり、

聴覚においては五音となり、味覚においては五味となり、

嗅覚においては五臭となる。上方にあれば氣を發して變化

を及ぼし、下にあれば倦むことなく人間を養い育てる。そ

こで『春秋左氏』傳では「天は五材を生み、一を廢する

も可ならず」という。このため聖人は五行の終始をたずね

て、それによって神明の變化に通曉し、卜筮を用いて吉凶

を考察し、諸々の事象を占って未來を豫見し、事物の形態

をしらべて貴賤を辨別した。『周禮』では保章氏、馮相氏、

卜師、筮人、占夢、眡祲に分擔されているが、それを太史

の職が事實上總括した。

つまらぬ術者はなまなかな技術をうると、瑣末なことで

混亂をひきおこし、世人を惑わせる。

五行は、漢志では數術略に、『七錄』では術伎録に置かれ

ている。『唐六典』卷十に、「以紀卜筮占候」とあるように、

漢志の著龜・雜占・形法、『七錄』の卜筮・雜占・形法が、隋志

では五行の中に組みこまれている。

- (1) 五行者三句 漢志に、「五行者、五常之形氣也。書（洪範）云、初一曰五行、次二曰羞用五事。言進用五事以順五行也。貌言視聽思心失、而五行之序亂、五星之變作。皆出於律曆之數而分爲一者也。其法亦起五德終始、推其極則無不至。」
- (2) 金木水火土 この五行の順序は、『白虎通』卷三五行の「五行者何謂也、謂金木水火土也」に同じい。因みに『尙書』洪範では、「一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土」とある。
- (3) 在天爲五星 『漢書』律曆志上に、「五星之合於五行、水合於辰星、火合於熒惑、金合於太白、木合於歲星、土合於填星」とある。
- (4) 在人爲五臟 『白虎通』五行に、「人有五臟六腑、何法。法五行六合也」とあるのを参照。季節を五行説によつて説明する『禮記』月令（並びにその原據たる『呂氏春秋』）によれば、脾は木、肺は火、心は土、肝は金、腎は水に相當する。また同疏に引く『五經異義』が擧げる今文尙書家の説によれば、肝は木、心は火、脾は土、肺は金、腎は水にそれぞれ當るといふ。
- (5) 在目爲五色 『左傳』昭公元年に、「天有六氣、降生五味、發爲五色、徵爲五聲」とあり、杜注は金・木・水・火・土を、順に白・青・黑・赤・黃に配當する。同二十五年の條にも、「生其六氣、用其五行、氣爲五味、發爲五色、章爲五聲」と同趣旨の記述がある。

- (6) 在耳爲五音 五行を五音（五聲）に配當する例は、注(5)に引いた『左傳』にすでに見える。杜預注は、金を商、木を角、水を羽、火を徵、土を宮に配當する。月令もこれに同じ。
- (7) 在口爲五味 『尙書』洪範に、「水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、金曰從革、土爰稼穡。潤下作鹹、炎上作苦、曲直作酸、從革作辛、稼穡作甘」とあるのが、五行を五味に當てた最も早い例。月令にも見える。また注(5)に引く『左傳』參照。
- (8) 在鼻爲五臭 月令は、五行を五臭に配當しており、金を腥、木を糞、水を朽、火を焦、土を香に當てる。
- (9) 天生五材二句 『左傳』襄公二十七年に、「天生五材、民並用之、廢一不可」。杜預は五材に注して、「金木水火土也」といふ。すなわち五材は、ここでは五行の意に解されている。
- (10) 聖人推其終始二句 『易』繫辭下傳の「古者包犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物。於是始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情」の意を用いたものであらう。「通變」は、また繫辭下傳に、「神農氏沒、黃帝・堯舜氏作、通其變、使民不倦」とある。
- (11) 爲卜筮以考其吉凶 『尙書』洪範に、「擇建立卜筮人、乃命卜筮」といふ。また『易』繫辭上傳に、「探賾索隱、鈎深致遠、以定天下之吉凶、成天下之亹亹者、莫大乎蓍龜」、「天垂象、見吉凶、聖人象之」。この一句は、卜筮の書についていふもの。

(12) 占百事以觀於來物 漢志の雜占序に、「雜占者、紀百事之象、候善惡之徵」とあるように、この一句は雜占の書を意識して書かれていよう。「來物」は、繫辭上傳に、「是以君子將有爲也、將有行也、問焉而以言。其受命也如響、無有遠近幽深、遂知來物。非天下之至精、其孰能與於此」とあり、漢志著龜序もこの一節を引く。

(13) 觀形法以辨其貴賤 漢志形法序に、「形法者、大舉九州之勢、以立城郭室舍形、人及六畜骨法之度數、器物之形容、以求其聲氣貴賤吉凶」とある。然らばこの句は形法の書を意識していよう。「貴賤」は、繫辭上傳に、「卑高以陳、貴賤位矣」と見える。

(14) 保章 『周禮』春官保章氏に、「保章氏掌天星、以志星辰日月之變動、以觀天下之遷、辨其吉凶。以星土辨九州之地、所封封域、皆有分星、以觀妖祥。以十有二歲之相、觀天下之妖祥。以十有二風、察天地之和、命乖別之妖祥。」

(15) 馮相 春官馮相氏に、「馮相氏掌十有二歲・十有二月・十有二辰・十日・二十有八星之位、辨其紘事、以會天位」とある。天文注(7)参照。

(16) 卜師 春官卜師に、「卜師掌三《開龜》之四兆、一曰方兆、二曰功兆、三曰義兆、四曰弓兆云云」とある。

(17) 筮人 春官筮人に、「筮人掌三易以辨九筮之名云云」とある。三易は、連山・歸藏・周易。

(18) 占夢 春官占夢に、「占夢掌其歲時觀天地之會、辨陰陽之

氣。以日月星辰占六夢之吉凶云云」とある。六夢は、正夢・噩夢・思夢・寤夢・喜夢・懼夢の六種。

(19) 眡衹 春官眡衹に、「眡衹掌十輝之法、以觀妖祥、辨吉凶云云」とある。十輝は、衹・象・鑄・監・閭・曹・彌・紘・躋・想という十種の光氣の状態。なおこのほか占いを掌る官としては、春官に大卜・占人等がある。

(20) 太史之職二句 春官太史に、「大祭祀與執事卜日」とあるのが、占いに關する太史の職分として『周禮』に記されるもの。注に、「執事、大卜之屬」といふ。

(21) 小數者纒得其十物三句 漢志に、「小數者因此以爲吉凶、而行於世、寤以相亂」とある。「小數」は、『孟子』告子篇上に、「今夫弈之爲數、小數也」といふように、とるに足らぬ技をいう。

(22) 十物 漢志數術略序に、「漢有唐都、庶得龜物」とあり、顏師古注に、「物、粗略也」といふ。十物とは、或いは占筮の術語かとも思われるが、よくわからない。

醫 方

(1) 醫方者、所以除疾疢、保性命之術者也。(2) 天有陰陽風雨晦明之氣、人有喜怒哀樂好惡之情。(3) 節而行之、則和平調理、專壹其情、則溺而生疾。(4) 是以聖人原血脉之本、因鍼石之用、

假藥物之滋、調中養氣、通滯解結、而反之於素。⁽⁷⁾其善者、則原脉以知政、推疾以及國。周官、醫師之職「掌聚諸藥物、凡有疾者治之」、是其事也。

鄙者爲之、則反本傷性。故曰、「有疾不治、恒得中醫」。

醫方とは、病いをなおし、生命を保持するための技術である。自然界には陰陽、風雨、晦明の現象があり、(それによ來して)人間には喜怒、哀樂、好惡の感情がある。それは節度をもってはたらかせれば、おだやかで調和を保てるが、一つの感情に過度に集中すると、それに溺れて病氣になる。そこで聖人は血脈の根本をさぐり、石ばりの效能を用い、藥劑の滋養のたすけをかりて、體內に調和をもたらし活力を養い、結滯していた箇處を通じさせ、そうしたもとの正常な状態にまで回復させるのである。すぐれた醫者になると、脈をさぐることによって爲政の道を知り、病氣の診察に始まって治國の法にまで及ぶのである。『周禮』には、醫師の職務は「諸々の藥物を聚むるを掌り、凡そ疾有る者は之を治す」とあるのが、このことである。

へたな醫者の手にかかるると、本性にそむき生命をそこなうことになる。そこで「疾有りて治さざるも、恒に中醫を得」といわれるのである。

醫方は、漢志方技略四家のうちの醫經・經方・房中、『七錄』術伎録の醫經・經方を一つにまとめたもの。『唐六典』卷十には、「以紀藥餌鍼灸」とある。

- (1) 醫方者三句 漢志醫經序に、「醫經者、原人血脈經落骨髓陰陽表裏、以起百病之本、死生之分、而用度箴石湯火所施、調百藥齊和之所宜。至齊之得、猶慈石取鐵、以物相使」とある。
- (2) 保性命之術 似た表現としては、漢志方技略の神僊序に、「神僊者、所以保性命之眞、而游求於其外者也」とある。
- (3) 天有陰陽風雨晦明之氣 『左傳』昭公元年に見える醫和のことに、「天有六氣、降生五味、發爲五色、徵爲五聲、淫生六疾。六氣曰陰陽風雨晦明也。分爲四時、序爲五節、過則爲雷。陰淫寒疾、陽淫熱疾、風淫末疾、雨淫腹疾、晦淫惑疾、明淫心疾」とあって、病氣が六氣から生ずることを説く。
- (4) 人有喜怒哀樂好惡之情 『左傳』昭公二十五年に、「民有好惡喜怒哀樂、生于六氣」とある。六氣は、すなわち前句に見える陰陽風雨晦明。また『禮記』禮運には、「何謂人情、喜怒哀懼愛惡欲、七者弗學而能」と類似の表現が見える。
- (5) 節而行之四句 漢志房中序に、「房中者、情性之極、至道

之際、是以聖王制外樂以禁內情、而爲之節文。傳曰、先王之作樂、所以節百事也。樂而有節、則和平壽考」とあるのを参照。同趣の記事を醫書から拾えば、『黃帝內經素問』卷二陰陽應象大論に、「天有四時五行、以生長收藏、以生寒暑燥濕風。人有五藏化五氣、以生喜怒悲憂恐。故喜怒傷氣、寒暑傷形、暴怒傷陰、暴喜傷陽、厥氣上行、滿脉去形。喜怒不節、寒暑過度、生乃不固」とある。

(6) 是以聖人原血脈之本六句 漢志醫經序に、「原人血脈、經落骨髓陰陽表裏、……而用度燧石湯火所施、調百藥齊和之所宜」とある。注(1)参照。また經方序にも、「經方者、本草石之寒溫、量疾病之淺深、假藥味之滋、因氣感之宜、辯五苦六辛、致水火之齊、以通閉解結、反之於平」とある。

(7) 其善者三句 漢志方技略序に、「太古有岐伯、俞拊、中世有扁鵲、秦和、蓋論病以及國、原診以知政。より古くは『國語』晉語八に、「趙」文字曰、醫及國家乎。(醫和)對曰、上醫醫國、其次疾人、固醫官也」とある。

(8) 醫師之職三句 『周禮』天官醫師に、「醫師掌醫之政令、聚毒藥以共(供)醫事。凡邦之有疾病者、疢瘍者造焉、則使醫分而治之」とある。毒藥は、苦い藥。醫師は衆醫の長で、その下に食醫・疾醫・瘍醫・獸醫があつて、醫療を分擔する。

(9) 鄙者爲之二句 漢志醫經序に、「拙者失理、以療爲劇、以生爲死」、經方序に、「及失其宜者、以熱益熱、以寒增寒、精氣內傷、不見於外、是所獨失也」、房中序に、「及迷者弗

隋書經籍志序譯註(六) (輿膳・川倉)

顯、以生疾隕性命」とあるのを参照。

(10) 故曰三句 漢志經方序に、「故診曰、有病不治、常得中醫」とあるのによる。病氣になつて治療をせずとも、中ぐらいの醫者にかつた程度の効果はあるというのだろう。王先謙『漢書補注』は、錢大昭『漢書辨疑』から、「今吳人猶云、不服藥爲中醫」の句を引いて、古諺の例證とする。

後 序

易曰、「天下同歸而殊塗、一致而百慮」。儒・道・小説、聖人之教也、而有所偏。兵及醫方、聖人之政也、所施各異。

世之治也、列在衆職、下至衰亂、官失其守。或以其業遊說諸侯、各崇所習、分鑿並驚。若使總而不遺、折之中道、亦可以興化致治者矣。

漢書有諸子・兵書・數術・方伎之略、今合而敘之、爲十四種、謂之子部。

『易』に「天下 歸を同じくして塗を殊にし、致を一にして慮を百にす」という。儒家・道家から小説家までは、聖人の教えにかかわる内容を持つが、それぞれにかたよりが

ある。兵家から醫方まで、聖人の政治にかかわる内容を持ち、その方向はさまざまである。世の中が治まっている時代には、それらは數多の官職にわりあてられていたのだが、のちに混亂衰微した時代になると、役人は職分を失なってしまった。中には自己の所説をひっさげて諸侯の間を遊説する者もあり、各々が自分の習熟したことを重んじて、各自の方向に走りまわった。もしそれらを餘す所なく總合し、ほどよく折中すれば、これも教化をおこし治世をもたらすてだてとすることができるのである。

『漢書』には諸子略、兵書略、數術略、方伎略があるが、ここでは一つにまとめてならべ、十四種に分類し、これを子部という。

- (1) 天下同歸而殊塗二句 『易』繫辭下傳に、「子曰、天下何思何慮、天下同歸而殊塗、一致而百慮、天下何思何慮」。司馬談「論六家之要指」及び漢志諸子略序にもこの語を引く。以下、總序の趣旨は、漢志諸子略序の説くところと重なる面が多い。

(2) 列在紫職 すでに各家の注で示したように、漢志は諸子十

家について、その起源と考えられる官職を序の冒頭に記している。隋志も基本的にはこの考えを受け繼いで、十四家すべてについて、その起源を『周禮』の官職に結びつけている。ただし、隋志が『周禮』との關係を重視するのは、子部においてだけではなく、四部のうち集部を除く他の三部における一貫した態度となっている點に注意すべきであろう。

(3) 官失其守 漢志方伎略序に、「方伎者、皆生生之具、王官之一守也」とあるのを参照。

(4) 或以其業遊説諸侯 諸子略序に、「諸子十家、其可觀者九家而已。皆起於王道既微、諸侯力政、時君世主、好惡殊方。是以九家之説瀟出並作、各引一端、崇其所善、以此馳説、取合諸侯」とある。

(5) 分鑣並驚 蕭統「文選序」に、「又少則三字、多則九言、各體互興、分鑣並驅」とある。また班固「西都賦」(『文選』卷二)に、「方舟並驚、韋曜「博奕論」(同卷五十二)に、「百行兼苞、文武並驚」とあるのも参照。

(6) 若使總而不遺三句 諸子略序に、「今異家者各推所長、窮知究慮、以明其指、雖有蔽短、合其要歸、亦六經之支與流裔。使其人遭明王聖主、得其所折中、皆股肱之材已。……若能修六藝之術、而觀此九家之言、舍短取長、則可以通萬方之略矣」とある。隋志はこれほどはつきりと諸子を六經に従屬するものとは見ていない。

(7) 折之中道 『孟子』盡心篇下に、「孔子不得中道而與之、必

也狂狷乎、狂者進取、狷者有所不爲也。孔子豈不欲中道哉。不可必得、故思其次也」、注に、「中道、中正之大道也」とある。また『史記』孔子世家贊に、「自天子王侯、中國言六藝者、折中於夫子」。

(8) 興化致治 「興化」は、『後漢書』列傳十六蔡茂傳の「乃上書曰、臣聞興化致教、必由進善」、また「致治」は、『漢書』卷七十二王吉傳の「周之所以能致治、刑措而不用者、以其禁邪於冥冥、絕惡於未萌也」といった例がある。また法家注(8)に引く漢志法家序にも見える。

譯注者後記 これまでと同じく、川合が譯を、興膳が注を擔當した。なお、岡本不二明、金文京、中村哲男三君による譯注の草稿を参照した。謝意を表す。